

開成町地域公共交通会議設置要綱

令和6年11月28日告示第78号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、開成町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、開成町地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 地域公共交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 開成町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) その他地域公共交通会議の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 地域公共交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 開成町自治会長連絡協議会長
- (3) 公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第2号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。）の職員
- (4) 公共交通事業者等が組織する団体が指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (6) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 神奈川県県土整備局都市部交通政策課長又はその指名する職員
- (8) 神奈川県県西土木事務所長又はその指名する職員
- (9) 松田警察署長又はその指名する職員
- (10) 副町長
- (11) 企画政策課長
- (12) 福祉介護課長
- (13) 都市整備課長
- (14) その他町長が地域公共交通会議の運営上必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域公共交通会議の運営)

第4条 地域公共交通会議に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、地域公共交通会議の会務を総理し、地域公共交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域公共交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 地域公共交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(運賃協議部会)

第7条 旅客運送に係る運賃、料金等について協議するため、必要に応じて地域公共交通会議に運賃協議部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

3 部会は、委員のうち次の各号に掲げるもの及び運賃又は料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって組織する。

- (1) 開成町自治会長連絡協議会長
- (2) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (3) 副町長

4 部会に部会長を置き、副町長をもって充てる。

5 第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 部会長は、部会の協議結果について、地域公共交通会議に報告するものとする。

(報償費等)

第8条 町長は、第3条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる委員が会議に出席した場合並びに第7条第3項第1号に掲げる委員が部会に出席した場合において、別に定める基準に基づき報償費及び交通費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 地域公共交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域公共交通会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。